

和泉市リサイクルプラザ条例施行規則

平成9年3月31日

規則第36号

改正 平成23年2月3日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市リサイクルプラザ条例（平成9年和泉市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 和泉市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その時間を繰り上げ、又は延長することができる。

(1) 平日 午前10時から午後5時まで

(2) 土、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後5時まで

(休館日)

第3条 リサイクルプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときは、その翌日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(平23規則4・一部改正)

(利用の許可)

第4条 リサイクルプラザを利用しようとする者は、和泉市リサイクルプラザ利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請は、利用しようとする日の属する月の2か月前から受理するものとする。

(許可証の交付)

第5条 市長は、リサイクルプラザの利用を許可したときは、和泉市リサイクルプラザ利用許可証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用者及び入館者の遵守事項)

第6条 利用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに印刷物を掲示し、又は配布しないこと。
- (2) 許可を受けずに物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (3) 許可を受けずに設備等を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに火気を使用しないこと。
- (5) 秩序を維持し、器物又は施設を傷つけないこと。
- (6) リサイクルプラザの運営上支障を来すような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、リサイクルプラザに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年4月及び5月にリサイクルプラザを利用する場合に限り、第4条第2項中「利用しようとする日の属する月の2か月前」とあるのは「市長が定める日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則 (平成23年規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。